

## 別表1 認定分野

公益社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則第13条、14条に定める認定分野は、次のとおりとする。

認定分野A	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、さらに医療連携・多職種連携に対応した高度かつ総合的な知識・技術を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活習慣病予防（特定保健指導）</li> <li>2 在宅療養指導（口腔機能管理）</li> <li>3 摂食・嚥下リハビリテーション</li> </ol>
認定分野B	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、歯科医療の特定の専門分野において高度な知識・技術を必要とする分野であり、関連する専門学会等との連携により特定できる分野とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者歯科</li> <li>2 老年歯科</li> <li>3 地域歯科保健</li> <li>4 口腔保健管理</li> </ol>

## 別表2 認定研修（認定歯科衛生士セミナー）受講者基準

公益社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則第10条に定める認定研修受講者基準は、本会生涯研修制度「専門研修」の研修コース別・研修項目において30単位以上を修得し、認定研修コース別受講者基準を満たし、歯科衛生士業務経験3年以上（実務経験1年以上含む）の者とする。

ただし、歯科衛生士養成機関教員の実務経験は、専任教員として各認定コースの認定分野において学生教育を3年以上行っている者とする。

なお、実務経験とは、次の業務をいう。

認定研修コース	業 務
生活習慣病予防 （特定保健指導）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業の場で労働者等に対する生活習慣病予防の相談・指導・教育等の業務に従事している。</li> <li>2 都道府県、市区町村、歯科診療所等において生活習慣病の予防の相談・指導・教育の業務に従事している。</li> <li>3 歯科衛生教育の場で生活習慣病予防について、学生に指導している。</li> </ol>
在宅療養指導 （口腔機能管理）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歯科診療所、病院、介護保険施設等に勤務し、在宅療養者及び要介護者の口腔衛生管理・口腔機能管理を実施している。</li> <li>2 市区町村等において在宅療養者の口腔衛生管理・口腔機能管理を実施している。</li> <li>3 市区町村、介護施設等において口腔機能向上サービスを実施している。</li> <li>4 歯科衛生教育の場で在宅療養指導（口腔機能管理）について、学生に指導している。</li> </ol>
摂食・嚥下リハ ビリテーション	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関、施設等において摂食・嚥下障害者に対して摂食機能療法を実施している。</li> <li>2 歯科衛生教育の場で摂食・嚥下リハビリテーションについて、学生に指導している。</li> </ol>

1 専門研修別・研修項目

区分	研修コース	研修項目	単位 (1単位60分)
基本研修	A 臨床研修コース	a 歯周治療の基本技術	15
		b 摂食・嚥下機能療法の基本技術	15
	B リフレッシュコース	c 最新・歯科診療補助の医療技術 d 幼児・学齢期歯科保健 e 成人歯科保健 f 高齢者・要介護者歯科保健 g 医療安全・感染症予防 h 救急救命処置・心肺蘇生法 i トピックス・その他	15
	C 特定コース (平成17年度～21年度)	高齢者ケアの基礎と実践 (修業年限延長に伴う有資格者の補完研修)	15
特別研修	D 自己学習コース	本会指定の教育研修機関等の受講及び学会等への参加、発表、論文掲載等。自己申告による。(別記1参照)	15
指定研修	E 指定研修コース	本会指定の4年制大学、大学院課程、専攻科及び病院等の臨床研修課程等を修了。自己申告による。(別記2参照)	15

2 認定研修（認定歯科衛生士セミナー）コース別受講者基準

認定研修コース	受講者基準（2コース・30単位以上）の内訳	
	必修	選択
1 生活習慣病予防 (特定保健指導)	A 臨床研修コース a 歯周治療の基本技術	B リフレッシュコース
		D 特別研修
		E 指定研修
2 在宅療養指導 (口腔機能管理)	A 臨床研修コース b 摂食・嚥下機能療法の基本技術	A 臨床研修コース a 歯周治療の基本技術
		C 特定コース 高齢者ケアの基礎と実践
		D 特別研修 日本老年歯科医学会での受講学習、能動学習を含む。
		E 指定研修
3 摂食・嚥下リハビリテーション	A 臨床研修コース b 摂食・嚥下機能療法の基本技術	A 臨床研修コース a 歯周治療の基本技術
		D 特別研修 日本摂食・嚥下リハビリテーション学会での受講学習、能動学習を含む。
		E 指定研修

**(特例)**

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診及び特定保健指導が実施されることに伴い、生活習慣病予防（特定保健指導）コースにおいて、食生活の改善指導等を担当する歯科衛生士の人材育成を図ることとする。

次の要件を満たす者は、特例として本コースの認定研修（認定歯科衛生士セミナー）受講対象者とすることができる。

- 1) 産業の場で労働者等に対する生活習慣病予防の相談・指導・教育等の業務（産業保健業務）に従事し、産業保健に関する一定の研修を履修した歯科衛生士については、下記の各要件を満たし、本会の認定研修受講者と同等以上の知識・技術を有すると認められた場合は、認定研修（認定歯科衛生士セミナー）受講者基準にかかわらず、本コースの認定研修受講対象者としてすることができる。
  - ① 産業歯科保健研究会等の研修会において5回以上の受講経験がある者、または講師等の指導経験のある者。
  - ② 前項を満たした者で、産業歯科保健研究会の推薦を受けた者。
- 2) 都道府県、市区町村等において生活習慣病予防の相談・指導・教育等の業務に従事し、保健指導等の実践において3年以上の実務経験があり、都道府県歯科衛生士会長の推薦を受けた者は、認定研修（認定歯科衛生士セミナー）受講者基準にかかわらず、本コースの認定研修受講対象者としてすることができる。

**(別記1) 自己学習コース**

本会生涯研修制度「専門研修－特別研修」に指定した教育研修機関・学会等における教育研修。研究会・学会等への受講・参加による学習を受講学習とし、歯科衛生業務に関連する学会等での研究発表、学会雑誌等の学術論文投稿による主体的学習を能動学習とする。

(自己学習の対象となる研修)

区 分	対 象 研 修	単 位 (参加1回に付)	共 著 共同演者
1 受講学習	① 日本歯科衛生学会学術大会	3	
	② 国立保健医療科学院歯科衛生士研修	3	
	③ 全国歯科衛生士教育協議会研修	3	
	④ 関連学会	3	
	⑤ 国際学会等	3	
	⑥ 本会が主催・共催する研修 (認定研修を除く)	2	
	⑦ その他本会が指定した研修	1	
2 能動学習	① 日本歯科衛生学会学術大会での発表	演 者 5	共同演者 2
	② 国際学会等での発表	演 者 5	共同演者 2
	③ 関連学会での発表	演 者 5	共同演者 2
	④ 日本歯科衛生学会雑誌への論文投稿	著 者 10	共 著 者 3
	⑤ 国際学会等投稿	演 者 10	共同演者 3
	⑥ 関連学会雑誌等への論文投稿	著 者 10	共 著 者 3
	⑦ 日本歯科衛生学会、関連学会、教育研修機関 等における講演、特別講義等	講 師 5	—
	⑧ 日本歯科衛生士会生涯研修制度の専門研修 における講義、実習指導等	講 師 5	実習指導 2

注) ① 自己学習の申請は、本会所定の「特別研修－自己学習申請書」に日程、プログラムおよび受講証(参加証等(書式指定なし))の写しを添付し、提出する。ただし、申請対象となる期間は、当該年度分とし、毎年度末(3月31日)までに申請する。

- ② 学会等に参加し、なおかつ発表した場合は、単位数の多い方を優先し、参加と発表の単位を重複しての申請は認められない。
- ③ 関連学会は、別表4に定める。
- ④ 国際学会等は、別表5に定める。

**(別記2) 指定研修コース**

本会生涯研修制度「専門研修－指定研修」に指定した歯科衛生士教育機関等の4年制大学、大学院課程、専攻科及び病院等の臨床研修課程等における教育研修。

(指定研修の対象となる教育研修課程)

区 分	対象教育機関・施設名	単 位
1 4年制大学課程修了		15
2 大学院(修士・博士)課程修了		15
3 専攻科及び病院等の臨床研修課程修了		15

注) 指定研修の申請は、本会所定の「指定研修申請書」に所定の事項を記入し、各課程の修了証明書(書式指定なし)、学位記等の写しを添付し、提出する。

### 別表3 認定更新生涯研修

公益社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度施行細則第8条に定める認定更新生涯研修及び受講単位は、次のとおりとする。

- ① 認定更新申請者は、資格取得後5年以内の本会が定める認定更新受付期間内に、下記の認定更新生涯研修により30単位以上（30単位を超えた単位は切捨てる）を取得し、認定更新申請書（様式4）及び認定更新生涯研修記録（様式5）を提出する。
- ② 前項にかかわらず、認定分野Bの地域歯科保健、口腔保健管理の認定更新申請者は、日本口腔衛生学会の更新審査に合格し、推薦を経て、認定更新申請書（様式4-B）を提出する。

#### 1 認定更新生涯研修及び単位

区分	対象研修	単位 (参加1回に付)	共著 共同演者
1 受講研修	日本歯科衛生士学会	6	
	国際学会	6	
	認定分野Bの専門学会	6	
	認定分野Bの国際学会	6	
	特定の関連学会	3	
	その他の関連学会	2	
	日本歯科衛生士会認定更新生涯研修	3	
	認定分野B認定更新研修	3	
	日本摂食・嚥下リハビリテーション学会 eラーニング修了	5	
	本会が主催・共催する研修	3	
	都道府県歯科衛生士会の専門研修（基本研修） のうち認定更新生涯研修として申請された研修	60分につき 1単位	
その他委員会の認めた研修	3		
2 能動研修	日本歯科衛生士学会学術大会での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	国際学会等での演者・ 発表者	演者 10	共同演者 2
	認定分野Bの専門学会での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	認定分野Bの専門国際学会での演者・発表者	演者 10	共同演者 2
	その他特定関連学会での発表	演者 6	共同演者 1
	その他関連学会での発表	演者 3	共同演者 1
	日本歯科衛生士学会雑誌論文筆頭者	著者 12	共著者 1
	認定分野Bの専門学会雑誌論文筆頭者	著者 12	共著者 1
	その他関連学会雑誌論文筆頭者	著者 6	共著者 1
	関連学会、教育研修機関等の講演、特別講演 等	講師 5	
日本歯科衛生士会生涯研修制度の専門研修の 講義、実習指導等	講師 5	実習指導 2	

(注) ① 認定分野Bの認定更新は、認定更新生涯研修受講単位30単位のうち、推薦母体の専門学会の受講研修、能動研修による単位20単位以上含むものとする。ただし、認定分野Bの「地域歯科保健」、「口腔保健管理」はこの限りではない。

② 受講研修の「本会が主催・共催する研修」は、日本口腔外科学会歯科衛生士研究会、感染症予防歯科衛生士講習会とする。

③ 都道府県歯科衛生士会の専門研修（基本研修）は、原則として臨床研修コースとす

る。ただし、臨床研修コース以外の申請があった場合は、委員会で検討のうえ、適否について判断する。

- ④ 学会等に参加し、なおかつ発表した場合は、単位数の多い方を優先し、参加と発表の単位を重複しての申請は認められない。
- ⑤ 日本摂食・嚥下リハビリテーション学会 eラーニング修了は、在宅療養指導（口腔機能管理）、摂食・嚥下リハビリテーション分野の更新単位とし、他の認定分野には該当しないものとする。
- ⑥ 国際学会等は別表5に定める。

## 2 認定更新生涯研修の指定要件

- (1) 認定更新生涯研修 1 受講学習「その他委員会が認めた研修」の指定要件は次のとおりとする。
  - ① 研修内容が各認定分野に関連する内容であること。
  - ② 1 コースまたは1 テーマにつき、3 時間以上の研修およびセミナー等であること。なお、1 コースまたは1 テーマにつき、2 日以上にわたる研修であっても3 単位とする。ただし、審査機関である専門学会が申請する研修については、この限りではない。
  - ③ 研修講師は、本会認定歯科衛生士または専門学会等における認定取得者が1 名以上含まれていること。ただし、審査機関である専門学会が推薦する講師については、この限りではない。
  - ④ 受講者が30 名以上の研修であること。
- (2) 認定更新生涯研修を主催する者は、所定の認定更新申請書（本会 HP よりダウンロード可）に所要事項を記載の上、研修会の3ヶ月前までに本会事務局に提出すること。
- (3) 承認を得た認定更新生涯研修主催者は、受講者に対して本会認定更新生涯研修の単位を取得できる旨を周知すること。
- (4) 本会が承認した認定更新生涯研修を実施した場合は、終了後1 か月以内に本会へ実施報告書を提出すること。

別表4

## 関 連 学 会

No.	学 会 名	No.	学 会 名
1	日本歯科衛生学会	31	日本顎口腔機能学会
2	日本歯科医学会総会	32	日本歯科東洋医学会
3	歯科基礎医学会	33	日本顎変形症学会
4	日本歯科保存学会	34	日本スポーツ歯科医学会
5	日本補綴歯科学会	35	日本顎顔面補綴学会
6	日本口腔外科学会	36	日本顎咬合学会
7	日本矯正歯科学会	37	日本磁気歯科学会
8	日本口腔衛生学会	38	日本小児口腔外科学会
9	日本歯科理工学会	39	日本顎顔面インプラント学会
10	日本歯科放射線学会	40	日本咀嚼学会
11	日本小児歯科学会	41	日本摂食・嚥下リハビリテーション学会
12	日本歯周病学会	42	日本歯科技工学会
13	日本歯科麻酔学会	43	日本看護学会
14	日本歯科医史学会	44	日本介護福祉学会
15	日本歯科医療管理学会	45	日本保健医療行動科学会
16	日本歯科薬物療法学会	46	日本健康教育学会
17	日本障害者歯科学会	47	日本公衆衛生学会
18	日本老年歯科医学会	48	日本栄養・食糧学会
19	日本歯科医学教育学会	49	日本ケアマネジメント学会
20	日本口腔インプラント学会	50	日本産業衛生学会
21	日本顎関節学会	51	日本衛生学会
22	日本臨床口腔病理学会	52	日本歯科人間ドッグ学会
23	日本接着歯学会	53	日本糖尿病学会
24	日本レーザー歯学会	54	日本動脈硬化学会
25	日本口腔感染症学会	55	日本高血圧学会
26	日本有病者歯科医療学会	56	日本痛風・核酸代謝学会
27	日本歯科心身医学会	57	日本肥満学会
28	日本臨床歯周病学会	58	日本人間ドッグ学会
29	日本歯内療法学会	59	
30	日本歯科審美学会	60	

※ 日本歯科医学会 専門分科会・認定分科会を含む

## 別表5

## 国 際 学 会 等

No.	学 会 名 ( 略 称 )
1	International Federation of Dental Hygienists (IFDH) 国際歯科衛生士連盟
2	International Association for Dental Research (IADR) 国際歯科研究学会議
3	American academy of Periodontology (AAP) アメリカ歯周病学会
4	International Association for Disability and Oral Health (IADH) 国際障害者歯科学会
5	Dysphagia Research Society (DRS)
6	World Congress of Gerontology and Geriatrics (WCGG) 国際老年学会
7	Asia/Oceania Regional Congress of Gerontology and Geriatrics (AORCGG) アジア・オセアニア国際老年学会議